

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三九

号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費の性質にかんがみ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

二、公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

三、施行期日等

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

2 この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十五年以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十四年度以前の年度に係る経費につき平成十五年以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。

四、その他

その他所要の規定の整備を行うこと。